

1.申請に関して

【共通】

競争参加資格審査よくあるご質問

	質問	回答
1	申請全般 資格審査申請書は、近畿財務局のみに提出すれば全国の財務局において有効な資格となるのか。	各財務局で個別に申請書等の審査を実施しているため、近畿財務局に提出されたものは近畿地区（近畿財務局・大阪国税局・大阪税関・神戸税関）においてのみ有効です。従って、各地区を管轄する財務局ごとに資格の申請をしていただく必要があります。 ただし、インターネット一元受付期間中にインターネットにより申請した場合は、インターネット一元受付を利用している省庁等のうち、申請を希望する省庁等に一括申請をしたことになります。
2	申請全般 既に他の地区の財務局で資格を付与され、近畿地区でも資格を得たいが、どのように申請すればよいか。	上記のとおり財務局ごとに審査をおこなっているため、近畿地区で資格を得たい場合は、近畿財務局へ申請していただく必要があります。 その方法としては、通常の申請書の提出による方法のほか、別紙第4・5号様式「名簿登録申請書」による申請も可能です。
3	申請全般 資格審査申請書を近畿財務局に提出後、審査結果が通知されるまでに要する期間はどのくらいか。	通常、申請後1カ月程度で審査結果を通知しておりますが、確認に時間を要する場合等には1カ月以上要する場合もあります。
4	申請全般 入札参加資格の業種を追加したい。	登録中の受付番号に、新たな業種を追加することはできません。 追加を希望する業種のみで申請書をご準備いただき、新たに登録していただきます。 合併等の特殊な事情がない限り、1度登録した資格は有効期限まで変わりません。
5	申請全般 有効期限が2年間だが、期限が切れる前に更新すればまた2年間有効になるのか。	2年毎に新規に申請が必要な資格になります。現在使用中の資格の有効期限を更新することはできません。
6	申請全般 「全省庁統一資格」を取得しているが、申請が必要か。	「全省庁統一資格」とは、物品の製造・販売等に係る資格で、3年に一度更新されるものです。建設工事・測量等の競争参加資格とは別なので、別途申請が必要です。
7	記入要領 「受付票兼整理カード」はどのように記入するのか。	太枠の中をご記入ください。登録を希望する業種に○を付けてください。 ただし、「建設工事」では総合評定値が付与されていること、「測量・コンサルタント」では各業種の登録を受けていることが登録の条件になります。
8	記入要領 別紙第1・2号様式（その1）の電話番号は担当者の電話番号を書けばよいのか。	担当者電話番号は、申請内容についてお問い合わせをする際、ご担当の方に連絡のつく番号を記入してください。
9	記入要領 営業所が無い場合も、営業所一覧表は必要か。	登録する営業所が無い場合も必要な書類になります。 本店の住所・電話番号等をご記入の上、ご提出ください。
10	添付書類 納税証明書は何を提出すればよいか。	発行から3か月以内のもので、未納の税額がないことの証明（「法人税」又は「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額はありませぬ。」と記載されたもの）を提出してください。 なお、法人の場合は「その3の3」、個人の場合は「その3の2」を提出してください。
11	添付書類 新規の申請をする際、通知書発送用の返信用封筒は必要か。	等級決定通知書を送付するための返信用封筒は不要です。 返信用封筒が同封されていた場合は、受領印を押した「受付票」（受付票兼整理カードの上部）を返送いたします。
12	添付書類 委任状を添付すれば、等級決定通知書（登録通知書）を代理人に送付できるか。	等級決定通知書（登録通知書）は、委任状があっても登録者様宛の発送になります。 受領印を押した「受付票」（前項）は委任状があれば受任者様への返送が可能です。

【建設工事】

1	経審	経営事項審査（経審）の有効な審査基準日はあるのか。	申請日より1年7ヶ月以内の審査基準日のものが有効です。公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合を除き毎年経営事項審査を受けることが義務付けられています。
2	経審	新しい経審が届いた。提出は必要か。	更新された経審の提出は不要です。
3	経審	新しい経審で総合評定値が上がった場合、再度の申請ができるか。	再度の申請はできません。合併等の特殊な事情がない限り、1度登録した資格は有効期限まで変わりません。
4	記入要領	別紙第1号様式（その2）の、①競争参加資格希望工種区分と③申請を希望する部局は、どのように記入すればよいのか。	登録を希望される業種について、経審から転記してください。 ①競争参加資格希望工種区分 には「建設工事の種類」 ②年間平均完成工事高 には「完成工事高」 ③申請を希望する部局 は記入不要
5	記入要領	「工事経歴書」について、どのように記入すればよいのか。	申請日の属する事業年度の前年度に完成した工事及び前事業年度末において完成していない工事を記載してください。 なお、経営事項審査書に添付した工事経歴書（直近1年分）の写しで代替することができます。
6	記入要領	前年に実績のなかった業種は登録できるのか。工事経歴書は出さなくてもよいのか。	前年に工事実績が無くても、総合評定値が付与されていれば登録することができます。登録希望業種は工事経歴書の提出が必要なので、業種毎に「実績なし」と記入した工事経歴書を提出してください。
7	記入要領	建設工事の申請書類のうち「適用除外誓約書」について、「〇〇保険法第〇条に規定する…」という箇所は何法の何条が適用されるのか分からない。	お手数ですが、健康保険・厚生年金保険に関しては管轄の年金事務所、雇用保険に関しては管轄のハローワークにお問い合わせ願います。

【測量等】

1	記入要領	測量・建設コンサルタント等の別紙第2号様式（その3）の「28.常勤職員の数」はどのように書けばよいのか。	①技術職員数、②事務職員数、③その他の職員数の合計を、④計に記入してください。なお、⑤役職員数は内数になります。※④計と受付票の「総職員数」は一致させてください。
2	記入要領	測量・建設コンサルタント等の別紙第2号様式（その3）の「29.有資格者数」は、複数の資格を持っているものはそれぞれに計上してよいのか。	それぞれに計上し、その資格を持っている人数を記入してください。

2.変更届に関して

1	届出要件	どのような場合に変更届の提出が必要か。	次に掲げる事項に変更があった場合は、変更届の提出が必要です。 ① 住所 ② 商号又は名称 ③ 電話番号又はファックス番号 ④ 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名 ⑤ 許可・登録等の状況 ⑥ 営業所の名称、所在地及び電話番号・ファックス番号 ※ 商号の変更の際には、フリガナも記載してください。 ※ 住所の変更の際には、郵便番号・電話番号・ファックス番号についても記載してください。
2	届出要件	登録内容に変更があった場合、変更届はどこに提出すればよいか。	登録を申請した各財務局に提出していただく必要があります。各財務局で個別に変更届の審査を実施しているため、近畿財務局に提出されたものは近畿財務局においてのみ有効となります。
3	届出要件	代表者以外の役員に異動があったが変更届は必要か。	不要です。
4	届出要件	近畿地区以外の営業所（支店）の変更（所在地等）も近畿財務局に届けなくてはならないのか。	近畿財務局に登録している営業所（支店）の変更は、変更届を提出してください。 登録していない営業所（支店）については変更届は不要です。
5	届出要件	建設業許可の変更があった場合で、変更届が必要になるのはどのような場合か。	建設業許可の区分が「国土交通大臣」から「都道府県知事」（又はその逆）に変更になった場合には、変更届の項目「変更事項」に「①許可番号と②営業所の廃止（又は追加）」を記載した上で提出していただく必要があります。 （参考）以下の場合は変更届の提出は不要です。 ・一般建設業から特定建設業への変更。（逆の変更も同様です。） ・建設業許可の更新があった場合。 ・経営事項審査を更新した場合。（更新後の経営事項審査の提出も不要です。） ・なお、測量に関しては、許可の更新や建設コンサルタント・補償コンサルタントの部門登録（又は削除）についても変更届の提出は不要です。（建設コンサルタント・補償コンサルタントの「廃業」は届出が必要。）
6	届出要件	業種追加（又は削除）した場合は何らかの手続きが必要か。	会社全体で業種を削除（廃業等）した場合は、変更届を提出して下さい。 確認書類として、廃業届の控えの写し等をお付けください。 業種の追加については、当局でその業種に係る審査をする必要があるため、新たに追加する業種分のみの資格審査申請書を提出していただく必要があります。 その際、通常の申請の際に必要な書類に加え、すでに交付済みの等級決定通知書（写）を提出してください。この場合、受付番号を2つ持つ事になり、各種変更手続きが必要な場合、受付番号の各々の変更届が必要となります。
7	届出要件	支社・営業所においてのみ業種を追加（又は削除）した場合は何らかの手続きが必要か。	支社・営業所のみ業種の変更については手続きは不要です。
8	届出要件	全業種を廃業する場合はどんな手続きが必要か。	変更届に登録業種名と廃止の理由を記入し、廃業届の控えの写しを付けて提出してください。 手続き後に「等級決定取消通知書」を発行します。合併等で、登録住所と違う場所への送付を希望される場合は、その旨お知らせください。

9	記入要領	変更届の項目「登録業種名」とは何を記載するのか。	当局で登録を受けている業種区分を全て記入してください。(略号可)																		
10	記入要領	変更届の項目「資格決定通知書の交付年月日・番号」は何を記載するのか。	<p>交付年月日は等級決定通知書の右上に記載されている年月日を記入して下さい。番号は等級決定通知書の中段に記載されている6桁の受付番号を記入して下さい。</p> <div data-bbox="831 252 2056 1316" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>書変更届 (建設工事、測量等)</p> <p>登録部局名 近畿財務局、大阪税関、神戸税関、大阪国税局</p> <p>登録業種名 建築・屋根・防水・内装・解体</p> <p>資格決定通知書の交付年月日・番号 令和〇年 X月 XX日</p> <p>住所 所〒540-8550 大阪市中央区大手前4-1-76</p> <p>商号又は名称 近畿財務建設(株)</p> <p>代表者氏名 代表取締役 近畿 一郎</p> <p style="text-align: right;">局長 務局長 ○○ ○○</p> <p style="text-align: right;">近財管総3第 ● 号 令和〇年 X月 XX日</p> <p style="text-align: center;">等級決定通知書</p> <p>貴殿から提出された令和 5年～令和 6年度の競争参加資格審査申請書を審査したところ、下記の通り資格の等級を決定したので通知します。 なお、この通知書は、近畿財務局、神戸税関、大阪税関、大阪国税局に対して有効です。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>契約の種類 建設工事 受付番号 199999</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業 種 区 分</th> <th style="text-align: center;">決定等級</th> <th style="text-align: center;">数 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築一式工事</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">810</td> </tr> <tr> <td>屋根工事</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">726</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">726</td> </tr> <tr> <td>内装仕上工事</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">766</td> </tr> <tr> <td>解体工事</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">701</td> </tr> </tbody> </table> </div>	業 種 区 分	決定等級	数 値	建築一式工事	D	810	屋根工事	B	726	防水工事	B	726	内装仕上工事	B	766	解体工事	B	701
業 種 区 分	決定等級	数 値																			
建築一式工事	D	810																			
屋根工事	B	726																			
防水工事	B	726																			
内装仕上工事	B	766																			
解体工事	B	701																			

11	添付資料	変更届に添付する書類はどのようなものか。	変更内容が確認できる公的な書類の写しを添付ください。 商号・代表者 … 登記事項証明書等 所在地変更 … 登記事項証明書、建設業許可の変更届出書、税務署提出の異動届出書等 営業所変更 … 建設業許可の変更届出書、税務署提出の異動届出書、営業所一覧等 業種の取消 … 建設業許可の変更届出書等
12	その他	変更届が受理されたことを確認したい場合にはどのようにすればよいか。	変更届の提出時に、変更届のコピー1部と返信用封筒（宛先記入・切手貼付済み）を同封いただければ、当局の受領印を押印の上返送いたします。
13	その他	変更届が受理された場合、変更後の内容で等級決定通知書は再発行されるのか。	再発行しておりません。交付済みの等級決定通知書を引き続きご使用願います。
14	その他	変更届の内容が反映されるまでに要する期間はどのくらいか。	通常、申請後1カ月程度で反映されますが、確認に時間を要する場合等には1カ月以上要する場合もあります。

3.電子調達システムについて

1	利用者登録	電子調達システム上で利用者登録申請を行う際、「資格番号（等級決定通知書に記載されている6桁の番号）」を入力しても資格番号が誤っている旨表示されて登録できない。	資格番号入力欄は11桁で入力する必要があります。近畿財務局で発行している番号は6桁となっていますので、あたりに「0」を5個入力した後、等級決定通知書の6桁の番号を入力してください。
2	操作法	電子調達システムの操作を教えてください。	申し訳ありませんが、システムに関しては、電子調達システムのヘルプデスクにお問い合わせください。

4.再発行について

1	等級決定通知書	等級決定通知書を紛失した。再発行してほしい。	等級決定通知書・登録通知書の再発行はできません。 代替として「名簿登録証明書」を発行いたします。申請方法はお問い合わせください。
---	---------	------------------------	---